

日本看護診断学会における著作権の取り扱いについて

著作権法第 61 条（第 27 条：翻訳・翻案権等、第 28 条：二次的著作物の利用に関する原著者の権利、を含む）に基づき、学会誌「看護診断」に掲載された論文の著作権は本学会に属するものとする。

また著作物を複写・複製し頒布すること、掲載内容をデータベース化・翻訳・翻案・ダイジェストなどにより、二次的著作物として頒布すること、および第三者に対して転載を許諾する権利は本学会に帰属する。

ただし、著作者自身のこれらの権利を制限するものではない。再利用の場合には、事務局あて連絡すること。

なお、著作者は本学会に対して著作人格権を行使しないものとする。

本誌の論文を所属機関のリポジトリ等に収載する場合は、登録許可申請書（形式は自由）を事務局宛に郵送し、事前に編集委員長の許可を得ること。

2021 年 11 月

備考：著作人格権とは

著作者の人格的利益を保護する権利で、公表権(18 条)未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利、氏名表示権(19 条)著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利、同一性保持権(20 条)著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

著作権譲渡同意書

日本看護診断学会理事長殿

日本看護診断学会学会誌「看護診断」に掲載された下記論文に関する著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）を、日本看護診断学会に譲渡することに同意します。また譲渡後、電子公開されることも併せて同意します。

年 月 日

論文名 _____

巻(号)・発行年 巻 号 年 _____

著 者：著者全員の署名（自署）

筆頭者 _____

著 者 _____

著 者 _____

著 者 _____

著 者 _____

著 者 _____

* 著者欄が不足する時は加筆のこと